

【法人運営における留意事項】

令和4年度に行った一般検査において指摘が多かった項目や注意を要する項目を掲載いたしますので、今後の施設運営において御留意くださいますようお願いいたします。

	項目	指摘事項
管理運営	役員構成等	・ 監事の選任に当たっては、現監事から過半数の同意を得ること。
		・ 役員又は評議員の選任に際し、就任承諾書等の必要書類を遺漏なく徴収し整備すること。
		・ 評議員については、各役員と特殊の関係にある者を評議員として選任することができないため、是正すること。
		・ 監事については、法人に雇用されている職員等を監事として選任することができないため、是正すること。
		・ 役員の選任にあたっては、実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任することは適当でないことから、実際に理事会に参加できるか否かについても考慮すること。
	理事会・評議員会	・ 評議員会の開催については、評議員会の開催日時、場所及び議案の概要を理事会において決定した上で評議員に対し通知すること。
		・ 理事長は、自己の職務執行状況について実際に開催された理事会において必要とされる回数（※）以上の報告を行うこと。 ※原則は「3か月に1回以上」だが、定款に「毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上」と定めている場合にはそれによる。
		・ 決算承認理事会と定時評議員会の開催に当たっては、中14日間を確保すること（※）。 ※決算承認理事会の翌日から起算して15日目以降に定時評議員会を開催する。
		・ 理事会又は評議員会を決議の省略により実施した場合でも、議事録を適正に作成すること。
	その他	・ 理事会又は評議員会の議事録記載事項（監事の意見、議事録作成者等）に不足が見られるため、適正に作成すること。
・ 登記事項（資産の総額を除く）に変更が生じた場合には、変更が生じてから2週間以内に変更登記を行うこと。		
会計	計算書類等	・ 計算書類のうち作成すべき様式に不足が見られたため、適正に作成すること。
		・ 計算書類に対する注記について、記載内容や省略できる項目等を会計基準及び関係通知を確認の上、適正に作成すること。
		・ 計算書類の附属明細書について、作成すべき明細書が作成されていないため、遺漏のないように作成すること。

【法人運営における留意事項】

	項目	指摘事項
会計	会計処理	・ 金銭の支払いを行う場合には、会計責任者の承認を得て行うこと。
		・ 各引当金について、適正に計上すること。
		・ 会計責任者と出納職員の兼務は行わないなど、内部牽制に配慮した事務処理体制をとること。
	契約事務	・ 随意契約において見積の徴取件数に不足が見受けられたため、契約の種類及び金額に応じた必要数の見積を徴取し、比較検討を行うこと。
		・ 継続的な取引を更新する際には、見積りの徴収等により価格の調査を行い、契約内容の妥当性を検証し、公平性・透明性を確保すること。
		・ 重要な契約は理事会において決定し、その審議の内容を議事録に記載すること。
		・ 100万円を超える契約について、契約書を作成していない事例が見受けられたため、適正に処理すること。
		・ 契約書の作成を省略できる場合においても、特に軽微な契約を除き、請書等を徴し保管するよう努めること。
	経理規程等	・ 修正を要する箇所が見受けられるため、社会福祉法人モデル経理規程を参考に改正を行うこと。

以下の通知等は指摘等の根拠となるものです。内容を確認の上、適正な法人運営に努めてください。なお、通知等の発出日は当初の日付であるため、インターネット等で情報を検索する場合には、改正状況に御注意ください（改正前の情報も掲載されている場合が多い）。

○指導監査ガイドライン（社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について「別紙」（平成29年4月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等連名通知））

○社会福祉法人モデル経理規程（全国社会福祉法人経営者協議会編）

○社会福祉法人会計基準（平成28年3月31日厚生労働省令第79号）

○社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて（平成28年3月31日厚生労働省社会・援護局長等連名通知）

○社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について（平成28年3月31日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長等連名通知）

○社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（平成29年3月29日 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長等連名通知）